

平成26年 第7回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 7月30日

閉 会 7月30日

平成26年 第7回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成26年7月23日					
招集年月日	平成26年7月30日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 平成26年7月30日 午後3時00分					
及び宣言	(閉会) 平成26年7月30日 午後3時29分			議長 大口 勇		
委員応召 及び 出席者氏名	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	京谷 作右衛門	出席			
	2	伊倉 正幸	出席			
	3	山下 敏雄	出席			
	4	菊池 和雄	出席			
	5	尾田 孝人	出席			
	6	丸山 由美子	出席			
	7	久末 善輝	出席			
	8	鈴木 敏秋	出席			
	9	大口 勇	出席			
出席委員 9名 欠席委員 0名						
議事録署名委員	一番	京谷 作右衛門		五番	尾田 孝人	
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長	高見 博		主事	太田 辰徳	
	主査	久末 弘二				

議事日程

日 程	件 名
第 1	仮議席の決定について
第 2	上ノ国町農業委員会会長の互選について

追加議事日程

日 程	件 名
第 1	上ノ国町農業委員会会長職務代理者の互選について
第 2	議席の決定について
第 3	議事録署名委員の指名について
第 4	会期の決定について
第 5	報告第 1 号 会務報告について
第 6	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 7	議案第 2 号 現況証明願いについて

議 事 の 顛 末

事務局

本日の総会は、農業委員の一般選挙後、初めての総会です。
町長より開会の挨拶をお願いいたします。

(午後3時00分)

町 長

(町長挨拶し、退席する。)

事務局

会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、出席委員の中で、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととします。
年長の大口委員さんは、議長席にお着き願います。

臨時議長

ただいま紹介されました大口です。
臨時に議長の職務を行います。

《 開 会 宣 言 》

ただいまから、平成26年第7回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名 全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

臨時議長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 仮議席の決定について

臨時議長

日程第1、仮議席の決定を行います。
仮議席は五十音の順とし、ただいま着席の議席とします。

◎ 日程第2 上ノ国町農業委員会会長の互選について

臨時議長

日程第2、上ノ国町農業委員会会長の互選を行います。

お諮りします。

会長の互選については、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

臨時議長

異議なしの声がありますので、互選の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、委員による指名推薦とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

臨時議長

異議なしの声がありますので、委員による指名推薦とすることに決定いたしました。それでは、会長の指名推薦をお願いいたします。

仮議席1番委員

会長に大口勇さんを推薦いたします。

臨時議長

ただいま、会長に私、大口との推薦がありましたが、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

臨時議長

異議なしの声がありましたので、私、大口が会長に互選されました。

暫時休憩いたします。

会 長

（会長就任の挨拶）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 追加日程第1 上ノ国町農業委員会会長職務代理者の互選について

議 長

追加日程第1、上ノ国町農業委員会会長職務代理者の互選を行います。

お諮りします。

会長職務代理者の互選については、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、互選の方法は指名推薦で行うことに決定いたします。
お諮りします。

指名の方法については、会長が指名推薦することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、会長が指名推薦することに決定いたします。

会長職務代理者に鈴木敏秋さんを指名します。

お諮りします。

ただいま会長が指名しました鈴木敏秋さんを会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、ただいま指名しました鈴木敏秋さんが会長職務代理者に互選されました。

暫時休憩いたします。

会長職務代理者

（会長職務代理者就任の挨拶）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 追加日程第2 議席の決定について

議 長

追加日程第2、議席の決定を行います。

議席は、上ノ国町農業委員会会議規則第7条の規定により、お手元に配りました議席表のとおり決定いたします。

暫時休憩いたします。

（議席移動）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 追加日程第3 議事録署名委員の指名について

議 長

追加日程第3、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員には、1番 京谷委員、5番 尾田委員の2名を指名いたします。

◎ 追加日程第4 会期の決定について

議 長

追加日程第4、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

◎ 追加日程第5 報告第1号 会務報告について

議 長

追加日程第5、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

報告第1号 会務報告について 平成26年6月19日から平成26年7月23日
までの会務を次のとおり報告する。平成26年7月30日提出 上ノ国町農業委員会
長 大口 勇

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 追加日程第6 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

追加日程第6、議案第1号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたし
ます。
事務局職員より朗読させます。

事務局

議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について 農業経営基盤強化促進法第1
8条第1項の規定により、農用地利用集積計画案の作成の申し出があったので、審議
を求める。平成26年7月30日提出 上ノ国町農業委員会長 大口 勇

議 長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第24条に規定する議事参与の制
限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず、番号1から番号3までを事務

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号4については、原案どおり可決いたします。
それでは、山下委員の入場をお願いします。

※（山下委員が入場・着席する）

議 長

続きましては、番号5から番号6までを事務局職員より説明させます。
本件については、5番尾田委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき尾田委員は議決が終わるまで退場願います。

※（尾田委員が退場する。）

議 長

それでは説明を求めます。

事務局

番号5、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況は田、公簿は畑で、面積は、4,718㎡のうち2,500㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字豊田〇〇〇番〇〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、2,497㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号5から番号6については、原案どおり可決いたします。

それでは、尾田委員の入場をお願いします。

※（尾田委員が入場・着席する）

議 長

続きましては、番号7を事務局職員より説明させます。

本件については、8番鈴木委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき鈴木委員は議決が終わるまで退場願います。

※（鈴木委員が退場する。）

議 長

それでは説明を求めます。

事務局

番号7、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、4, 246㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号7については、原案どおり可決いたします。

それでは、鈴木委員の入場をお願いします。

※（鈴木委員が入場・着席する）

◎ 追加日程第7 議案第2号 現況証明願いについて

議 長

追加日程第7、議案第2号 現況証明願いについてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

議案第2号 現況証明願いについて 現況証明願いがあったので、審議を求める。

平成26年7月30日提出 上ノ国町農業委員会長 大口 勇

議 長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第24条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず、番号1から番号8までを調査

確認委員より説明をお願いします。

2 番委員

7月14日に、京谷委員、鈴木委員、そして私を含めた3名と事務局職員2名の同行により番号1から番号8の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は、字内郷〇〇〇番、字内郷の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが不耕作となり、人の手がくわえられずに経過しているため、雑木や笹が繁茂し、原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は、字新村〇〇番〇〇、字豊田の〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号3、場所は、字新村〇〇番〇、外1筆、字新村の〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号4、場所は、字新村〇〇番〇〇、字大留の〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号5、場所は、字新村〇〇番〇、外1筆、字新村の〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号6、場所は、字新村〇〇〇〇番〇、字新村の〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号7、場所は、字新村〇〇〇番〇、字小森の〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号8、場所は、字新村〇〇〇番〇、字中須田の〇〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号8については、原案どおり可決いたします。

続きましては、番号9を調査確認委員より説明をお願いします。

本件については、1番京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき京谷委員は議決が終わるまで退場願います。

※（京谷委員が退場する。）

議 長

それでは説明をお願いします。

2番委員

7月14日に、草間委員、鈴木委員、そして私を含めた3名と事務局職員2名の同行により番号9の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号9、場所は、字新村〇〇番〇、字中須田の〇〇〇〇〇〇さんの土地で、平成15年に農道整備事業において、水路用地として分筆され、以後、用水路として利用されているため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号9については、原案どおり可決いたします。

それでは、京谷委員の入場をお願いします。

※（京谷委員が入場・着席する）

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成26年第7回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後3時29分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長

大 山 勇

署名委員

京 谷 作 右 衛 門

署名委員

尾 甲 友 人